

かしょう さっぽろし こ けんりじょうれいそあん たい
(仮称)札幌市子どもの権利条例素案に対する
いけん さっぽろし かんが かた
ご意見のまとめと札幌市の考え方
こ
(子どものみなさんへ)

かんが こ けんり
みんなで考えよう！子どもの権利



このパンフレットでは、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」(ここからは、「条例」といいます。)の素案に寄せられた市民の意見のうち、子どもからの主な意見と、それに対する札幌市の考え方を報告します。

寄せられた意見を参考にしながら、一緒に子どもの権利について考えてみませんか？

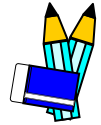
大人のみなさまへ

平成18年7月に実施した条例素案に対する意見募集に寄せられた意見のうち、子どもの意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を報告するために、このパンフレットを作成しました。ぜひ、お子様と一緒にお読みください。

へいせい ねん ねん がつ
平成19年(2007年)2月

さっぽろし こ みらいきょく こ いくせいぶ こ けんりすいしんか
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

1 条例づくりの道のりについて



● 平成17年4月 条例の検討開始

3人の高校生を含む25人の市民が参加した「検討委員会」と、小学生から高校生までの子ども32人が参加した「子ども委員会」が中心となり、条例について検討を進めました。

● 平成18年7月 条例素案に対する市民からの意見募集

「子どもにとって大切な権利」や、「子どもの権利を保障するための役割」など、条例に盛り込もうと考えることがらの案（条例素案）をお知らせし、意見や感想を30日間募集しました。その結果、募集期間中に、小学生、中学生、高校生合わせて2,189人、大人1,315人から意見などをいただきました。また、期間終了後にも小学生1,452人から意見などをいただきました。札幌市は、これらの意見などを参考に、よりよい条例となるよう検討しました。

● 平成19年2月 意見募集の結果発表

このパンフレットでは、子どもから寄せられた意見の中から、特に大切なことを3つのテーマに分け、札幌市の考え方を紹介します。

- ・テーマ1 「子どもにとって大切な権利」について（2・3ページ）
素案で挙げた、「安心して生きるために必要な権利」「自分らしく生きるために必要な権利」「豊かに育つために必要な権利」「参加するために必要な権利」についての意見を紹介します。
- ・テーマ2 権利を行使するときに、大切なことについて（4ページ）
多くの子どもから寄せられた、権利を行使するときに考えなければならないことについての意見を紹介します。
- ・テーマ3 子どもの権利を保障するための役割について（5・6ページ）
素案で挙げた、家庭、学校や施設、地域での札幌市などの役割の中から、いじめや虐待のないくらし、安全で安心なまちについての意見を紹介します。

● 平成19年2月 条例案を議会で検討

札幌市は、これまでの取組の中で議論されてきたことをもとに、最終的な条例案をまとめました。条例案は、市民の代表である議員がまちづくりの進め方などを決める札幌市議会で、話し合われます。

コラム1 「条例をつくる目的は」

子どもの権利について、市民の約束ごとである条例をつくる目的は何でしょうか。まず、市の仕事や地域での取組などに、子どもの意見を取り入れるなど子どもの視点に立ったまちづくりが進められ、また、子どもが自分で考え自分の行動に責任を持つ自立した大人へと成長・発達していくことができる環境づくりが進められると考えています。

さらに、子どもの権利について市民の理解を深めることや、子どもをいじめや虐待などの権利の侵害から守る取組が、今まで以上に進められると考えています。



2 寄せられた意見と札幌市の考え方



テーマ1 「子どもにとって大切な権利」について

「安心して生きるために必要な権利」に寄せられた意見から

子どもの意見 たたくことも、「しつけ」なら許される？

- ・体罰などから守られる権利とあるが、親がたたくのはしつけなので仕方ないと思う。
- ・大人は、子どもに暴力を振るわないでほしい。 など

札幌市の考え方

大人が子どもを育てるために、適切な指導として、しつけをすることは大切なことです。でも、たたくなどの暴力を振るうことは、子どもの心や体を深く傷つけることであり、正しいしつけとはいえません。

このことから、条例案では、「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」を権利として挙げています。



「自分らしく生きるために必要な権利」に寄せられた意見から

子どもの意見 どんなことでも秘密にできる？

- ・秘密が守られる権利とあるが、子どもの秘密は守られていないと思う。
- ・子どもにプライバシーがあるからといって、すべてを秘密にすることは良くないと思う。 など

札幌市の考え方

誰にでも、人には知られたくない秘密（プライバシー）があり、それが守られる権利があります。子どもであっても、理由もなく勝手に持ち物を見られたりするのは、嫌なことです。

一方、大人には子どもを守る責任があり、大人が気がつかないうちに、子どもが危険な目にあわないか心配しています。このような大人の心配も理解し、普段からいろいろなことについて、大人と話し合ってみてください。



「豊かに生きるために必要な権利」に寄せられた意見から

子どもの意見 休みたくても休めないときもあるんじゃない？

- ・ 休む権利とあるが、自由に休むことはできないので、権利とは言えないと思う。
- ・ 勉強やテストばかりではなく、休むことや遊ぶことも大事だと思う。 など

札幌市の考え方

子どもが豊かに育つためには、生活の状況や体調に応じて適切に心や体を休めることや、学んだり、遊んだりすることが大切です。

このことから、条例案では「学び、遊び、休息すること」を権利として挙げています。



「参加するために必要な権利」に寄せられた意見から

子どもの意見 もっと意見を言ったり参加したりしたい！

- ・ 自分の考えを言う権利とあるが、こういうことができる場合は、まだ少ないと思う。
- ・ 地域で行われるスポーツ大会やお祭りなどの活動にも参加したい。 など

札幌市の考え方

子どもが、自分にかかわることについて参加することは大切なことです。

札幌市は、市が行う事業や、学校や施設、地域のことについて、子どもが意見を言うなど、参加がしやすくなるようにしていこうと考えています。

また、子どもが自分で考えたり、参加したりしやすくなるように、子どもにわかりやすく情報を伝えていきたいと考えています。



テーマ2 権利を行使するときに、大切なことについて

子どもの意見 権利は、みんなのもの！

- 子ども一人ひとりが権利を行使して、自分らしさを大事にしていれば良いと思う。
- 自分が思ったことや感じたことを表現する権利があっても、表現して良いことと悪いことがあると思う。
- 権利は大切だけど、ほかの人に迷惑をかけないことなども考えなければいけないと思う。
など

札幌市の考え方

子どもの権利は、すべての子どもにとって大事なものです。自分の権利を行使するときは、自分の権利が尊重されるのと同じように、ほかの人の権利を尊重することが大切です。札幌市は、子どもが、自分の権利やほかの人の権利を学ぶことを通して、お互いの権利を大事にし合えるよう手助けをしていきたいと考えています。

コラム2

「お互いの権利を大事にするとは」

例えば、子どもには、自分の意見が大切にされるという権利がありますが、友だち同士で何かを決めるとき、それぞれ意見が異なることはよくあることだと思います。

そのような場合、一人ひとりの考えをよく聞き、話し合うなどして、お互いに納得できる結論を出すことが大切です。

このように、学校や社会生活の中で、相手のことを考えて行動し、お互いの権利を尊重し合うことは、とても重要です。



コラム3

「大人の役割について」

子どもの権利を保障するためには、大人の役割も大切です。大人が、子どもの権利を保障しようとするとき、大事なことは、子どもにとって、もっとも良いことは何かということを考えることです。

そのためには、子ども本人の考えをよく聞くことが大切ですが、年齢や成長の段階によっては、大人が判断しなければならぬ場合もあります。そのときは、その理由を子どもに説明することも大切です。



テーマ3 子どもの権利を保障するための役割について

子どもの意見 「いじめ」や「虐待」などのないくらしが大切！

- ・いじめ、虐待などをしてはいけない、ということをもっと呼びかけてほしい。
- ・いじめや虐待などについては、友だちや、大人に相談することが大事だと思う。
- ・いじめ、虐待などをなくすためには、まわりにいる人の協力も大事だと思う。 など

札幌市の考え方

どのような理由があっても、いじめや、子どもの心や体を傷つける虐待など、子どもの権利を侵害することは、絶対に許されません。札幌市は、これからも辛い思いをしている子どもからの相談を受けるなどして力になることができるようにしていきます。また、子どもの権利を大切にすることについて、子どもにも大人にも理解してもらえよう、広くお知らせしていきます。

いじめなどの問題で苦しいときや、ほかの人が困っているのを見かけたときは、勇気を出して、誰かに相談してください。大人も子どもも、力を合わせて、問題を解決していきましょう。

メモ

この条例ができたあと、権利の侵害を受けた子どもを救う新しい仕組みをつくるために、検討を行います。

コラム4 「どこで相談できるの？」

次の機関などで、いじめ、友だちのことなど、困っていることについて相談できます。



- ・札幌市子どもアシストセンター 月～金9:00～17:00 電話211-3783 メール assist@city.sapporo.jp
- ・いじめ電話相談（札幌市教育委員会）月～金9:00～17:00 電話0120-127-830
- ・札幌市教育センター教育相談室（札幌市教育委員会）月～金8:45～17:15 電話671-3210
- ・興正こども家庭支援センター（興正学園）毎日24時間受付 電話765-1000 メール kodomo@kousyou.or.jp
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU・勇・コール）毎日24時間受付 電話854-2415
- ・少年相談110番（北海道警察本部少年サポートセンター）月～金8:45～17:30 電話0120-677-110

子どもの意見 安全で安心なまちをつかってほしい！

- ・子どもを狙った事件などが多いので、安心して遊んだり通学したりできるようにしてほしい。
- ・不審者の問題の解決に取り組んでほしい。
- ・どんな年齢でも楽しめる公園など、子どもがのびのび過ごせる居場所がほしい。 など

札幌市の考え方

現在、市民と札幌市が協力して、子どもの登下校を見守る活動などに取り組んでおり、これからも、より安全で安心な地域づくりを進めていきたいと考えています。

また、子どもの安全を守るためには、大人の取組だけではなく、子ども自身も危険から身を守るができるようになることが重要です。みなさんも、自分自身でどのようなことができるか、大人と話し合ってみてください。



コラム5 「子どもの居場所とは」

子どもの意見にもある子どもの居場所とは、どのような場所でしょうか。「子どもの居場所」とは、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所をいいます。例えば、みなさんの周りには児童会館や公園などは、大切な子どもの居場所の一つです。

また、地域の文化・スポーツ活動や、子ども会などの少年団体の活動など、子どもが安心して話をしたり、自分にあった過ごし方ができる人と人とのつながりも、子どもの居場所といえます。

子どもの居場所をつくることは、市民と札幌市の大切な役割です。



おわりに

条例素案に対するたくさんのご意見をありがとうございました。このパンフレットでは、そのすべてを紹介することはできませんでしたが、いただいた意見は、よりよい条例をつくるために参考にしています。

子どもの権利は、子どもが毎日を生いきと過ごし、自分らしくのびのびと育っていくために大切なものです。そのため札幌市では、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めていくことができるよう、わかりやすくお知らせしていきたいと考えています。

これからも子どもの権利について、一緒に考えていきましょう。

子どもの権利ホームページ

「子どもの権利ウェブ」 <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>

条例素案に対する意見募集など条例づくりの取組や、子どもの権利にかかわることについて、わかりやすく紹介しています。

子ども未来局子ども向けホームページ

「キッズページ」 <http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/kids>

子どもの権利、悩み相談、児童会館など子どもにかかわる情報を、子どもにわかりやすく紹介しています。

このパンフレット（子ども向け）のほかに、大人の意見も含めて報告する一般用の資料を、市役所、区役所、子ども未来局などで配布しています。



（お問い合わせ先）札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2942 / FAX 011-211-2943
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp